

●不法栈橋撤去（簡易代執行）について

平成23年2月4日に引き続いて剣先川追子地区（松江市学園南1丁目地先）にて、河川法による許可を得ていない工作物及び船舶のうち、所有者が不明の栈橋（4基）に対して河川法により撤去を行います。（簡易代執行）

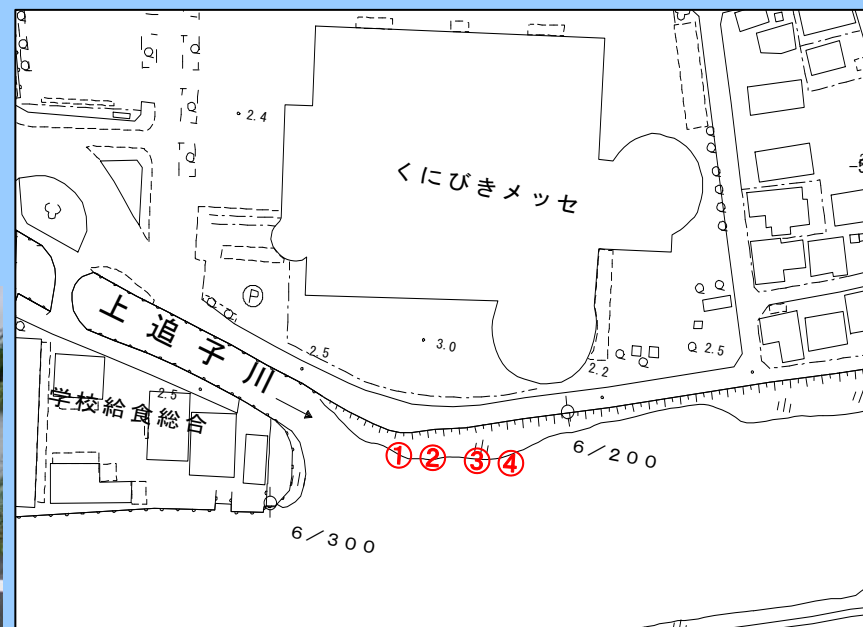
【公示文】

公 示	
河川法（昭和39年法律第60号）第70条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。 あなたが平河川に設置している工作物、河川法第54条及び第55条の第2項の規定に違反してあり、河川管理上支障となつていふ事実が、平成23年 8月1日より簡易に撤去していただく。撤去の期日までに撤去されない場合は河川管理費において追徴金（簡易代執行費）を徴収します。	
なお、河川管理費において徴収した費用は、あなたに負担していただきます。	
届	
工作物の名称又は種類	橋樑
工作物の形状又は数量	1基（右図参照）
設置されている場所	松江市学園南1丁目地先（右図参照）
平成23年7月15日	
河川管理者 国土交通省中国地方整備局	
（連絡先）	
住所	松江市東津田町2-3-3 国土交通省中国地方整備局由緒河川事務所大橋川出張所
電話	0852-23-2380

【設置状況】



【対象物件位置図】



～担当者からひとこと～

所有者は現在調査中ですが、所有者が確認され次第撤去費用は、所有者に負担してもらいます。